

令和4年第4回島田市教育委員会定例会会議録

日時	令和4年4月27日(水)午前10時00分～午前11時37分
会場	プラザおおるり 第3多目的室
出席者	山中史章教育長、磯貝隆啓委員、柳川真佐明委員、高杉陽子委員、原喜恵子委員
欠席者	
傍聴人	0人
説明のための出席者	中野教育部長、鈴木教育総務課長、高木教育総務課参事 村田学校教育課長、天野学校給食課長、清水社会教育課長 天野スポーツ振興課長、岩本図書館課長、佐藤文化振興課長 又平博物館課長
会期及び会議時間	令和4年4月27日(水) 午前10時00分～午前11時37分
会議録署名人	原委員、柳川委員
教育部長報告	
事務事業報告	教育総務課長、学校教育課長、学校給食課長、社会教育課長、スポーツ振興課長、図書館課長、文化振興課長、博物館課長
付議事項	(1)島田市立初倉地区小中学校再編方針検討委員会規則を廃止する規則について (2)島田市教育環境適正化検討委員会規則を廃止する規則について (3)島田市子ども読書活動推進委員の委嘱又は任命について
協議事項	(1)教育委員会の傍聴における写真、映画等の撮影及び録音等の制限について (2)島田市山村都市交流センター条例の一部を改正する条例について (3)島田市野外活動センターの運用について
協議事項の集約	(1)事務局から提案するもの (2)各委員が提案するもの
報告事項	(1)令和4年3月分の寄附受納について(教育総務課) (2)令和3年度寄附受納について (3)しまだの教育(リーフレット)について (4)令和4年3月分の生徒指導について (5)令和4年度島田市生徒指導方針について (6)初倉公民館運営審議会委員の委嘱について (7)公民館類似施設の運営委員会委員の委嘱について

<p>会議日程について</p>	<p>(8)令和4年4月報告分の事務事業について(文化振興課) (9)令和4年4月報告分の事務事業について(博物館課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・次回 令和4年第5回島田市教育委員会定例会 令和4年5月25日(水)午前10時00分～ プラザおおるり 第3多目的室 ・次々回 令和4年第5回島田市教育委員会定例会 令和4年6月29日(水)午後2時00分～ 市役所 第3委員会室南 <p style="text-align: center;">開 会 午前10時00分</p>
<p>教育長</p>	<p>皆様、おはようございます。 本日会議進行上のお願いをいたします。 まず、1つ目です。発言は全員着席にて行ってください。 2つ目です。発言する場合は、指名された方以外は、委員名、職名を 告げ、発言許可を取ってから発言してください。 3つ目です。付議事項議案につきましては、1件ごとに採決いたしま す。 それでは、ただいまから令和4年第4回教育委員会定例会を開会い たします。よろしくお願いいたします。 会期日程につきましては、本日4月27日の1日とします。 なお、会議録署名人は原委員と柳川委員にお願いをいたします。</p> <p style="text-align: center;">議 事 部長報告</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、次第を御覧ください。 4番、教育部長報告ですが、特にないということですので、次に進み ます。</p> <p style="text-align: center;">事務事業報告</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、事務事業報告について補足説明のある課は、説明をお願い いたします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>教育総務課長、お願いいたします。 1ページを御覧ください。教育総務課から1件補足説明をさせてい ただきます。 4月1日、教育委員会の辞令交付式が実施されました。今年度につ きましては、正規職員の対象者が24人です。新型コロナウイルス感染防 止対策の関係で最少の人数という形で今回は執り行いまして、16人の 出席により実施をしております。 このうち、係長以上の9人の方に教育長から辞令が手渡されました。 ちなみにですが、昨年度につきましては対象者が31人で、今年度は7人</p>

学校教育課長

の減という形になっております。

2ページを御覧ください。

まず、実施です。

4月16日、23日と休日参観が行われておりますが、コロナ対応で大規模校については、授業参観を時間差をつけて行ったり、PTA総会においては紙面对応をしたり、オンラインで各家庭と学校を結んで懇談会等を行ったりということがされました。

予定です。

家庭訪問が、各学校で始まります。学校によっては教育相談ということで、保護者との面談に変える学校もあります。

サタデーオープンスクールですが、1回目は伊久美地区の菩提山のハイキング、2回目の5月21日については千葉山智満寺の大杉を見に行く活動を行います。

修学旅行については、昨年度は延期の学校が多かったですが、中学校においては奈良、京都方面。そして、川根地区では長崎に向かう予定です。

学校給食課長

4ページを御覧ください。

実施ですが、4月11日月曜日から令和4年度の学校給食を開始いたしました。

予定です。

一番下の欄ですが、5月24日から5月26日の3日間、中部学校給食センターにおいて、第一中学校の生徒の職場体験を受け入れます。中学2年生男子3名を受け入れまして、午前中に調理業務、午後は食器食缶の洗浄業務に当たっていただきます。

社会教育課長

事業報告につきまして、6ページを御覧ください。

参加人数の追記をお願いいたします。

4月20日水曜日、川根地区センター里山ウォーキングですが参加者14人です。その下の青少年育成支援センター学区会、第一中学校区が22人です。それから、ペアレントサポーター定例会は9人です。川根地区センターすこやか学級開級式は17人です。第1回社会教育委員の会議、出席者8人です。その下、青少年育成支援センター学区会第二中学校区ですが、こちらが29人です。それから、金谷公民館子どもを育む地域教育推進協議会、こちらが17人です。青少年育成支援センター学区会旧北中学校区は19人となっております。

それから、戻りまして5ページになります。

4月14日、第1回地域学校協働本部運営委員会でございます。この事業は地域全体で学校教育を支援することにより、学校・家庭・地域が一体となって子供たちの学びや成長を支え、地域の教育力の向上を図るために実施するものです。コミュニティ・スクールと連携して、この活

動の中心となる推進委員、コーディネーターといいますが、今年度から全校に配置できたこともありまして、当日は21人の方に参加いただきました。ここでの事例発表など参考になったという感想も多く、学校や地域の実情に応じた様々な活動を期待しております。

4月13日には、川根地区センター市民学級の開級式、15日には六合公民館の高齢者学級開級式が開催されました。これらを皮切りとして、今年度も各公民館や類似館で、市民学級や高齢者学級が開始されております。

次に、今後の予定でございます。8ページを御覧ください。

5月21日、こちらは3つ目になりますが、自然体験事業しまだガンバ！の開級式を予定しております。こちらは対象となる小学校4年生から6年生につきまして、今年度は募集定員を超える35人の応募がありまして、抽せん等の調整によりまして30人で実施いたします。昨年度は、コロナ禍に加え悪天候の影響もありまして、屋外での活動が幾つか中止となりましたけれども、今年は例年と同様に7回の活動を予定しております。メニューとしましては、笹間でのキャンプのほか、ウミガメ放流体験や市内のハイキングなどを予定しております。キャンプにつきましては、コロナの感染拡大状況に鑑みまして、昨年同様にデイキャンプに変更する可能性もございます。

スポーツ振興課長

10ページを御覧ください。

まず、人数の追記をお願いします。

4月15日、スポーツ推進委員新人研修会ですが25人です。4月19日、男のトランポウオーク教室ですが12人でありまして。4月20日、ストレッチ講習会は27人。26日、男のトランポウオーク教室ですが10人でありまして。

実施の補足ですが、4月12日にスポーツ推進委員への委嘱状交付を行っております。先月の定例会で御承認をいただきましたスポーツ推進委員に委嘱状を交付してございます。

それから予定の補足になりますが、一番上の5月7日、志太地区スポーツ推進委員連絡協議会総会ということで、志太3市のスポーツ推進委員による連絡協議会がございまして、事務局が持ち回りで順番にきます。今年度は島田市になりますので、ローズアリーナで開催しております。

それから、5月11日にボッチャ講習会があります。スポーツ推進委員へのボッチャ講習会ということで、今年度の目玉事業として、ニュースポーツ、パラスポーツとして力を入れていくボッチャについて一般の方に普及していく前に、まずはスポーツ推進委員が教えるためのスキルアップということで11日に実施を予定しております。

表に記載されているとおり、全体的にいろいろな教室が、今年度スタ

図書館課長

ートしております。

図書館課から事務事業の概要の補足をいたします。

まず、人数の追記と事項の追加をお願いします。まず、11ページ、4月20日、おはなし宅配便は、参加者が56人です。

次に、12ページ、上から2番目のおはなし会（NPOもみの木学級）は、参加者は7人です。

次は事項の追加をお願いします。5月3日からの予定で、曜日は日曜日、事項については「しまだとしょかん 花さき山」といひまして、開催場所は島田図書館でございます。

それでは、補足をさせていただきます。「しまだとしょかん 花さき山」の事業でございます。こちらについては、春の子供読書週間に合わせて行う新規事業になっております。滝平二郎さんの絵本「花さき山」にちなみまして、子供が誰かのために行った優しいこと、例えばアイスを一口分けてあげたとか、家のお手伝いをしたとかなどを花形の用紙に書いていただいて、それを集めて掲示をして、図書館内を花いっぱいにしてしようというような企画でございます。現在、掲示期間については、いつまでやるかというのを検討しておりますが、このような新規事業をやらさせていただきます。

教育長

ありがとうございます。事務事業の概要につきまして、委員の皆様から質問がありましたらお願いいたします。

B委員

図書館課に、これはお礼なのですがけれどもちょっと報告したいと思います。

12ページに、島田髭ミニかつら展ということが開かれていますけれども、私も勤めている介護施設の認知症のお年寄りの方々から5、6人訪問しまして、あそこに30年ぐらい前からのポスターがずっと貼ってあります。昔を思い出して、これは私の娘も踊ったのよとか言って、昔を思い出してくれたことがあったそうです。私は同行しなかったのですけれども。もちろんおばあちゃんたちは、施設に戻ってくれば、今はどこに行ったかも忘れてしまう方々ですけれども、非常に会話が弾んでとっても面白かったということで、施設長から図書館の方にお礼を言っておきなさいという話がありましたので御報告します。

図書館課長

ありがとうございます。それこそ私も見させてもらって、今年は帯まつりもあるものですから、島田髭というのは少しつながるものもあるかなと思って見ていました。

それと静岡新聞さんも来てくださいます、図書館としてではなくて、公民館として出ているのですけれどもね、このイベントを大きく取り上げていただいたので、本当にうれしく思っています。

また、これによって皆さんが図書館に来てくれて、それに関する本も図書館に展示してありましたので、また5月10日までやっていますの

で、ぜひ皆さんもおいでください。ありがとうございました。

教育長 ありがとうございました。ほかに御質問、御意見はありますでしょうか。

A委員 8ページの社会教育課の事業として、5月17日に家庭教育学級長学習会が書いてありますが、5月18日水曜日だと思うので確認してください。

社会教育課長 申し訳ございません、確認します。ありがとうございます。

A委員 それから、10ページのスポーツ振興課の事業です。先ほどスポーツ推進委員に対して一般人に教えるためのボッチャの講習会という話があったのですが、今後審判員養成とか試合をするためのそのような勉強とかもしていくのでしょうか。

スポーツ振興課長 今はルールや試合をやるためのいわゆる審判のことについて、勉強をしているところです。講習会にもそういうメニューが入っていますし、また、この機会が終わらないものですから、また次も講習会をやつてということになります。

教育長 よろしいでしょうか。

A委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか御意見、御質問等がありますでしょうか。

B委員 学校教育課にお尋ねしたいと思います。新年度が始まっていろいろな行事が順調にスタートしてきていることだと思います。

 家庭訪問について、ちょっとお伺いしたいのですが、各小学校、各中学校、家庭訪問が始まってきていますけれども、現状についてそれぞれ1日だけなのなのですが、先ほど教育相談の内容もあるというお話を伺っていますが、例えば人数とか、昔の話で恐縮なのですが、私が小学校のころは先生が一人一人各家庭を回っていた時代もあったのですが、どういう子供たちを中心に回られるのかとか、そこら辺のことをちょっと教えてほしいと思います。

学校教育課長 各学校それぞれのパターンがあります。例えば全部の家庭を訪問する学校もあれば、保護者が希望する家庭を訪問する。または、夏休み等にこの時期は大変忙しいものですから、夏休みを使って家庭訪問を行うという学校もあります。

 また、教育相談については、一律に全員の保護者との面談という学校もありますが、そこについても希望する保護者のみの面談という学校もあり、学校のそれぞれの考え方で実情に応じて行っております。

教育長 よろしいでしょうか。

B委員 ありがとうございました。

教育長 そのほかにありますでしょうか。それではないようですので、次に移りたいと思います。

付議事項

教育長	次に議案の審査を行います。付議事項につきましては1件ごとに審査いたします。
教育総務課長	まず、議案第24号、島田市立初倉地区小中学校再編方針検討委員会規則を廃止する規則について、説明を教育総務課長お願いします。
教育長	それでは、14ページを御覧ください。島田市立初倉地区小中学校再編方針検討委員会規則を廃止する規則について御説明いたします。
B委員	この規則につきましては、令和2年6月1日の施行でこの規則に基づきまして、同年9月に第1回を、それから令和4年1月までに7回の会議を開いてきました。令和4年1月19日に答申が提出されて使命を終えておりますので、今回廃止をするというものでございます。
B委員	議案第24号につきまして、説明が終わりました。御質問、御意見がありましたら委員の方お願いいたします。
教育長	ありがとうございます。ちょっと確認なのですが、この規則の第2条に検討事項として3つ書かれてありますね。新しい再編の方法、時期等に関する事。それから小中一貫教育に関する事。それ以外のものに関しての事項ということで、この3つについて、もう十分な検討が行われたので、今回廃止するという事だと思うのですが、そういう意味合いでよろしいですね。
教育総務課長	B委員のおっしゃるとおりでございます。
B委員	ありがとうございました。
教育長	そのほか御質問、御意見とかありますでしょうか。
各委員	ないようですので、ここで採決を採りたいと思います。
教育長	議案第24号について、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。議案第24号は原案のとおり承認されました。
学校教育課長	では、次に議案第25号、島田市教育環境適正化検討委員会規則を廃止する規則について、学校教育課長の説明をお願いいたします。
教育長	島田市教育環境適正化検討委員会規則を廃止する規則について御協議をお願いいたします。
D委員	この適正委員会の規則にしたがいまして、平成29年度から審議を行ってまいりました。それについては平成30年度にその役割を終えたために、合わせてその規則につきましても廃止すべきところでありましたが、今日までされずに残っていたためここで廃止することを上げさせていただきます。
D委員	委員から何か質問等、御意見がありますでしょうか。
D委員	これも確認ですが、統合が決まったということで、話し合いが正式に決定になって順次計画どおり行われているので、これがなくなるよということだと思うのですが、よろしいですか。

学校教育課長 校章とか校歌とかもカリキュラムに対する検討については、この規則とはまた別にカリキュラム等検討委員会で、継続審議されるということですのでよろしいでしょうか。

教育長 今現在行われていることとして、北部4小学校と第一小学校との統合については、カリキュラム等検討委員会などで協議をしている最中です。

D委員 よろしいでしょうか。

教育長 はい。

そのほか、御意見、御質問等がありますでしょうか。

ないようですので、議案第25号について、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしと認めます。議案第25号は原案のとおり承認されました。

では、引き続き議案第26号、島田市子ども読書活動推進委員の委嘱又は任命について図書館課長、お願いいたします。

図書館課長 それでは、16ページの第26号議案、島田市子ども読書活動推進委員の委嘱又は任命について、御説明させていただきます。

今回の委嘱等につきましては、年度が替わったことによりそれぞれの代表や課長職の方が、変更になったということで行うものです。任期については、前任者の在任期間の令和5年5月31日までとなっております。

教育長 何か御質問、御意見等が委員からありますでしょうか。

ないようですので、議案第26号について、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 それでは、異議なしと認めます。議案第26号は原案のとおり承認されました。

協議事項

教育長 次に協議事項に移らせていただきます。

協議事項1、教育委員会の傍聴における写真、映画等の撮影及び録音等の制限について、説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、18ページを御覧ください。

教育委員会の傍聴における写真、映画等の撮影及び録音等の制限について、協議をお願いするものです。

制限の理由につきましては、教育委員会の会議におきましては、各教育委員の見識に基づく幅広い視点を反映させることが大変重要でございます。撮影や録音等によって発言に影響を与えてはならないものと考えます。

また、傍聴と合わせまして議事録を公開していることから、市議会と

同様に制限をしたいというものでございます。

改正につきましては、現行の島田市教育委員会傍聴人規則に、撮影や録音等の行為を制限する条文を追加したいと考えております。参考として、19ページ、20ページ、それから併せまして本日お配りをしております島田市教育委員会傍聴人規則を御覧ください。

まず、20ページですが、島田市議会傍聴人規則第8条については、傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしないこと、ただし書きで許可を得た場合は、この限りではないという形で規定がされております。

これについて同様のものを、島田市教育委員会傍聴人規則を御覧ください。ここの第4条と第5条の間のところ、この議会の傍聴人規則第8条のような条文を加えたいと考えているところでございます。

この点についての御協議をお願いいたします。

教育長

ただいま教育委員会の傍聴における写真、映画等の撮影及び録音等の制限についての説明が終わりました。委員から御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。

B委員

今説明していただいた市議会の傍聴規則、それから教育委員会の傍聴人規則、ざっと拝見して妥当ではないかなというふうに思いました。1つお伺いしたいのですけれども、今まで市議会もしくは教育委員会のこういう定例会のときに、対象になるような傍聴者が出たことはあるのでしょうか。

教育総務課長

教育委員会の定例会では、録音、撮影をされたということについての確認はできてはございません。ただ、今後ビデオカメラ等を回されて、その一部分だけ取り出されて使われるなど、そういったことがないように今回提案をさせていただいたというのが経緯でございます。

B委員

過去に市議会も含めて、そういうことはなかったという理解でいいのでしょうか。今言われたように、スマホでSNSにすぐ発信できるような世の中ですから、そういうことも注意しなければいけないと思うのですけれども。

教育総務課長

先ほど申し上げましたように、教育委員会の定例会の中では確認をしておりませんが、市議会につきましてはどうであったかということについての正確なことの確認は取れていませんので、市議会であったかどうかということについての回答は、申し訳ございませんがここではできかねます。

B委員

分かりました。

教育長

よろしいでしょうか。

B委員

はい、ありがとうございます。

教育長

そのほか御意見、御質問等がありますでしょうか。

A委員

今日のようなとき、傍聴するときには、このような規則を事前に傍聴

教育総務課長

者に見せたりはしているのですか教えてください。

近年はしておりませんが、何年か前ぐらいまでは、入り口に傍聴人に対する啓発の掲示をして、それを御覧になって入っていただくということをしておりました。

最近はこの現行の規則については、かなり浸透してきたということで、それを実施してございません。今回の規則の改正によって新しい項目が規定された場合につきましては、周知の意味で会議のたびに、入り口に掲示をしておくことは考えております。

教育長

よろしいですか。

A委員

はい、ありがとうございます。

教育長

そのほか御意見、御質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。それではないようですので、次に移りたいと思います。

続きまして、協議事項2、島田市山村都市交流センター条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

社会教育課長

それでは、22ページになります。

協議事項、島田市山村都市交流センター条例の一部を改正する条例につきまして、協議をお願いします。

こちらは経営の安定と利用者へのサービス向上を目的とした施設利用料の改定のため、条例の一部を改正し令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

利用料改正の主な理由ですけれども、宿泊料が室料としての料金であることから、利用人数が増加するほど利益率は下がっているということ、それに伴い指定管理者の意欲の低下があります。それから、1人当たりかかる経費に比べまして、利用料収入が少ないということで客単価が低いということになっております。

こうしたことから、利用料改正に対しましては、利用人数の増に対し利用料も比例して増加するような料金体系の設定、個人料金制にするということ。それから、市内料金、市外料金の区分を設定すること。それから、貸館及び寝具利用料を見直すこと。それから、現在の施設の利用状況に合わせた利用料を見直すこと。施設の貸し切り料金、体育館及び研修室の個人利用、部分利用の対応などが必要であると考えました。また、宿泊料金の設定につきましては、県内類似施設の利用料を参考とさせていただきます。

これらを踏まえまして、こちらの25ページの新旧条文対照表を御確認ください。

別表1、宿泊施設利用料につきまして、宿泊利用料の区分を1室当たりから1人当たりに変更しました。

利用料に市内、市外の区分を設けました。市外の方は市内の方の1.5倍の設定になっております。

別表1の備考においては、10のところでは1室の定員の半分に満たない場合の加算料金を設定しています。

別表2、集会施設等利用料では、音楽室及び体育館の利用料を改正しました。また、多目的広場でのキャンプ利用の場合の利用料を設定しました。

別表2の備考におきましては、1及び2で体育館、研修室の一部利用、または個人利用の場合の利用料を新たに設定しました。また、3では市外在住の利用者への追加料金を設定しております。

以上、社会教育の協議事項について説明いたしました。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。協議事項、島田市山村都市交流センター条例の一部を改正する条例についての説明が終わりました。委員から御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。

B委員 このささまの交流センターの件は、企業組合が管理されていると伺っていますけれども、企業組合の人数とか、それからあと年間の利用者数、特にこのコロナの2年か3年の間に、キャンプの人気のかなり高まっているということも聞いています。特に利用者の中でキャンプをされている方の年ごとの推移みたいなのが分かりましたら、教えていただきたいというふうに思うのですが、分かる範囲内で結構です。

社会教育課長 キャンプということでは、今すぐには出てこないのですが、年間の宿泊者数の利用状況ですけれども、令和3年が、1,413人。その前の令和2年が、745人。令和元年が、3,146人。平成30年が、2,960人という形になりまして、令和2年はコロナの影響が大きくなっております。

また、奇数年におきまして、11月に陶芸フェスティバルを開催しております。利用がそういったところで増えているところもあります。

あと、法人につきましては少し調べてお話をさせていただきたいと思います。

B委員 はい、結構です。ありがとうございました。

教育長 よろしいでしょうか。

B委員 はい。

教育長 そのほか委員から御意見、御質問等がありますでしょうか。

C委員 質問です。同じような内容なのですが、このささまの交流センターの運営状況、経営状況はどんな感じなのですか。

社会教育課長 今、確かな数字が分からないので、また改めて説明させていただきます。

C委員 いずれにしても大変な状況であるということには、変わりないですよ。ね。

社会教育課長 赤字には違いなので、これを改正しましても修正分だけでは、何百万

教育部長

単位の赤字にはなると思います。あとは事業収入で補っていく形になっております。

赤字ですが、大体400万円ぐらい出ているというお話を聞いております。今回の料金改定で、それでも170万円から180万円、200万円まではいかないと思うのですが、その部分の増額は見込まれているような試算をしているところです。それでも、まだ赤字があるのですが、今まで企業組合の努力で、実施事業のキャンプとかその辺でかなりカバーをしていただけてきたという、そういう状況でございます。今後少しでも赤字を減らして、なかなか先ほども話がありましたが、やればやるほど赤字になってしまうというモチベーションの関係もありますので、少しでも企業組合の方に頑張ってもらって引き続きやっていただきたいという気持ちではあります。

C委員

運営を企業組合等に委託をするというか移譲してやる場合に、その決算書等を、市に提出するという義務は当然あるでしょう。

教育部長

指定管理者で今やっていただいているものですから、その辺は当然確認をしています。

その指定管理者の資料等を2年に1回ほど調査も入っていますので、その中で外部の方を交えて評価をしたりしております。

C委員

ありがとうございました。

D委員

個人の感想ですけれども、このささまの人たちが地域のこれを財産として地域振興のため、それから活性化のために、とても企業として工夫をして運営してくださっているというのをすごく感じています。人が来てくれて利益が上がっていくというのが理想だと思いますので、人が入ってくるたびに利益が下がっていくという苦しい現実があるのは、とても寂しいことだと思います。

ぜひ、地域を盛り上げるためにも、この施設には頑張ってもらいたいと思っていますので、この料金改定をして一層また新しい視点でいろんな活動を企画していただければありがたいなというふうに、これは個人の感想です。

教育長

各委員から励ましの言葉のようなもの、そしてぜひ経営がよくなるようにという御意見をいただきましたので、よろしくお願ひします。そのほか委員からありますでしょうか。では、ないようですので次に移ります。

続きまして、協議事項3、島田市野外活動センターの運用について、説明をお願いいたします。

社会教育課

続きまして、協議事項、島田市野外活動センターの運用について、次のとおり協議をお願いいたします。こちらですけれども、現在の課題ということで書かせていただきました。野外活動センターは指定管理者であります地元のNPO法人「いこいの広場」により、自然との触れ合

いを通して健康増進や生涯学習活動に寄与する施設として運営しております。

しかしながら、近年は地域との連携も薄くなってきておりまして、職員の高齢化もありまして、現在の指定管理期間令和4年度までになりますけれども、これ以降におきましては運営の継続が厳しくなっていくことが見込まれております。

こうした課題を踏まえして、現在の指定管理期間満了に合わせたタイミングで、当該施設の在り方について御意見をいただきたいというものです。

野外活動センター山の家ですけれども、こちらにつきましては山々に囲まれました自然豊かな環境にございまして、バイパスや市街地から近く交通の便もよいことから、夏場やゴールデンウィークなどを中心としまして、多くの方に利用されております。そうした中で、近年はコロナ禍の影響もございまして、ソロキャンプ、家族内でのアウトドアブームなど、密を避けられる野外活動にかかる事業が増えてきております。そういうことから以前からの青少年のための野外活動というところの利用は徐々に減少していくものと思われまます。

今回、契約の更新等につきまして、NPOに打診をしましたがけれども、やはりその役員や職員の高齢化又は後継者の不在などの事情がありまして、今後の運営と継続は厳しいとのお話を伺っております。

市としましては、長期にわたり持続的な運用をしていただきたいと考えております。また、野外活動センターは工夫次第で年間を通してもっと活用できる余地のある施設と考えております。

そうした点から社会教育施設の枠にとられない長期的な視野でより一層の地域活性化を図る民間企業等が活用するという方法もあるということをNPOにお伝えしましたがけれども、そうしたところNPOでは、誰かほかに管理してくれるところが、あれば有り難いというお話も伺っております。

今後につきましては、山の家が活性すれば将来的には、川口地区や伊久美地区全体の活性化にもつながることから、運営について見直しが必要になるのではと考えているところでございます。

教育長

協議事項、島田市野外活動センターの運用についての説明が終わりました。委員から御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。

B委員

ちょっと質問なのですがけれども、先ほど御説明された理由の中に、地域との連携も希薄になっているというお話がありました。

希薄になっているというのは、ちょっと寂しいことだなと思うのですがけれども、具体的にどういうことなのでしょうかお願いします。

社会教育課長

今のお話ですけれども、これは説明の中にもありました、高齢化等で今後の継続が難しいというところにもつながる話ではあるのですけれ

ども。

先ほどの山村都市交流センターで出ました指定管理者の評価のところ、これを今年に入りまして1月17日に野外活動センター山の家について行っております。その中で確認があったところで、いろいろなところで評価者とそれから指定管理者とのいろいろな確認がございました。その中で、やはり地域との交流というところ、やはりそこは皆さん確認されたところですけども。

今実際に地域との交流につきましては、老人クラブの方の会合であるとか、草採り等の奉仕作業、あるいはグラウンドゴルフの場所としての提供、あとは地域の防災訓練というところで、自主事業的なものが大体少なくなっております。

そうした中で、以前は伊久美まつりだとか、そういったものも地域と連携してやっていたということでしたが、若干コロナの影響もあるかもしれないかもしれませんが、今そういった活動ができていないということ。また、若い方たちが一緒にやろうという、そういったお話も今はなくなっているということでございます。

NPOとしては地元で管理という話もありましたが、現在は山の家の管理が本当にメインという形になっておりまして、そちらのほうまでは手が回っていないような状態であると確認をしました。そういったところで、評価者からもそういったところをきちんと一緒にやるのが大切であるという御指摘も受けているところでございます。

B委員

ありがとうございました、大体分かったのですけれども。例えばこの山の家も昔の小学校の跡地ですよ。今回の北部の4小学校が統合されるという話になってきて、公共施設をどういうふうにしていこうかという方向の流れの中で、先ほどの交流センターの記事と似たようなところだと思うのですが、地元の人たちの熱い思いというものが根本にないと、公共施設はどういうふうにしようかなという、やっぱり曲がり角にきてしまうと思うのですね。

おっしゃったように、例えばこれが教育委員会の社会教育課のグループに入っているのかもしれないのですけれども、長期的に見たらこういう公共施設をどういうふうを活用していこうかなということは、市全体としてもうちちょっと高いところからという意味ではないのですけれども俯瞰して見ることも必要じゃないのかなと思いました。ちょっと難しい話なのですけれども、この山の家というのはホームページを見ると、年間5万5,000人ぐらい利用者がいますよということが書いてありました。これはコロナの前の話だと思うのですけれども、最近はかなり減っているとは思いますが、私もあそこでテニスコートなんかは使ったことがあるものですから、いいところだなと思っていますけれども。なるべくいい方向に行けばいいなというふうに思

教育長

っています。

ありがとうございました。そのほか委員の方の御意見、御質問等がありますでしょうか。

C委員

B委員と重複する部分があると思いますけれども、運営については、今御説明あったとおりに高齢化とかいろいろな課題もあって、地域のNPOの皆さんからそういう御相談を受けている以上、何がしか運営の形態を考えていかなければならないというふうにそれは思います。実を言うと、私はあの施設にもう40年近く前なのですが、あの施設ができるときに地元の材木商が、多分天井と壁の板を御発注いただいて納めた覚えがあるのですよね。ですから、なかなか木の思いがある、名前が山の家です。

本当にそういう建物ではあるのですけれども、多分建物もかなり老朽化をされていて、いろんな費用がかかる時期でもあるでしょうし、全てを地元のNPOの皆さんにお願いするというのは物理的に無理のかなというふうに思います。

ですから、市が音頭をとって何がしかのうまいそういう新しくやっていたところとか、そういうところを探すというのも手かなというふうに思います。

ただ、その上においては、やはり地域の皆さんのつながりが希薄になっているとはいえ、老人会の皆さんとか地元の方々が利用者として、やはりあそこをまず今でも利用していただいている。なおかつNPOの方は運営ということで、多分お食事とか何がしかそういう管理のお仕事をやっていただいているということがありますので、ぜひそのところは主体がどうなるかというのは分かりませんが、十分地域の皆さんとお話をして、残していただくところはやはり残して進めていただくのが一番いいかなというふうに思います。

教育長

ありがとうございました。そのほかありますか。

D委員

C委員の意見とほとんど同じなのですが、シーズンのときにこの前を通ると本当に駐車場に車がいっぱい、すごく人気のある施設だなというふうに感じています。それから音楽のサークルとかも、あそこで大人の方たちも合宿をしたりとか、利用されている方も大勢いらっしゃるのだなというふうに思っています。

ぜひ、大切にしていきたい施設だなと思うのですけれども、やはり高齢化ということで、あれだけ大きなお金のかかっている施設を地域の人たちだけでやり抜くというのは、なかなか大変なことではないかなというふうにも感じています。

ここでは連携と高齢化ということが課題として挙げられていますけれども、維持費なんかも本当に相当かかっているのではないかなというふうに思います。それらを全て地域の方々にお願いするというのは、な

かなか大変なことではないかと思えます。

しかし、やっぱり地域にとって大事なものであるので新しい方向で存続させていくにしても、地域の方たちの意向を十分大切にさせていただいて、地域の人が有効的に使えるように優先していくとか、雇用の促進を図れるように配慮していくとか、そういうふうには地域とのつながりを大切にしたい1つの新しい企業に委託するとか、そんな方向でも持続ができるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひいい方向で存続させていただきたいなというふうに思いました。

社会教育課長

御意見ありがとうございます。今お話の中にもありましたとおり、この山の家というのは、そういった視点でも大変施設としてもポテンシャルが高いものがあると思えます。

そういった中で、その反面、今地元の状況としますと、あの辺りは歩いていただくと分かるかもしれませんが、お店が実は1軒もないような状態です。その中であそこを中心に地元が活性化していくこと、それがまず何よりも市としても望むところではないかと思えます。

あと、地元との関係ですけれども、いろんな形で今使っているところもあります。そういったところをなるべく地元の方の意見をお聞きできるような形で、これからも話を重ねていきたいと思っております。

教育長
A委員

ほかの委員の方はどうですか。

ほかの教育委員や社会教育課長のお話と同じような意見です。将来、北部4校も跡地利活用でどのような企業などが使ってくださるかというのが、今話し合われていると思うのですけれども。近い地区にいろんな施設ができるときに似たようなものになると、また集客などが大変になると思うので、少しずつ何らか特徴をもって今後の経営などを考えていただきたいと思えます。

教育長

どうもありがとうございました。ほかに御意見等はありませんでしょうか。

先ほどの笹間もそうですが現在の山の家につきましても、社会教育施設から、地域の人たちが望んでいるようなほかの形で有効活用ができるような形でといった御意見が今回の場合は出ていますので、そのような方向で、ぜひ考えてほしいということですからよろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。

協議事項の集約

教育長

協議事項の集約です。それでは、次回の教育委員定例会における協議事項の集約について、事務局から提案をお願いいたします。

教育総務課長

事務局からは、特にございませぬ。

教育長

教育委員から提案するものがありますでしょうか。では、なしということでご了解いたします。

学校教育課長 特認校制度について、総合教育会議の中に予定しておりますが、それに向けて特認校制度について御協議をいただければと思います。

教育長 特認校制度について、協議を求めますということですね。そのほかにありますでしょうか。

それでは、ないようですので次に移ります。

報告事項

教育長 報告事項に入ります。質疑は報告が全て終わってからお願いします。それでは、1番、令和4年3月分の寄附受納についてお願いします。

教育総務課長 29ページを御覧ください。3月分の寄附の受納について報告いたします。

初倉小学校に対しまして、一般社団法人谷田川報徳社様から普通教室に対するホワイトボードの取付工事をしていただきました。これについては1年生から6年生までの普通教室に設置をしてありました黒板を、ホワイトボードに張り替えるというものでございます。金額として、147万5,320円という御寄附でございます。

教育長 2番、令和3年度寄附受納についてお願いします。

教育総務課長 それでは、30ページ、31ページを御覧ください。ここでは令和3年度中に受納しております寄附についての報告でございます。学校関係については、781万3,750円。その他の教育施設につきまして、150万4,420円、合計で931万8,170円の寄附を頂戴しております。また、このうち一般社団法人谷田川報徳社様からの寄附の合計につきましては、477万5,320円という高額の寄附を頂戴しております。

また、谷田川報徳社様からは、寄附そのものではございませんが、年間で500万円を超える奨学金を出していただいているということで、合計をすると1,000万円近い金額になるということで御報告をさせていただきます。

教育長 ありがとうございます。3番、しまだの教育(リーフレット)についてお願いします。

教育総務課長 しまだの教育のリーフレットにつきましては、前回の定例会の中で確認をしていただいております。

その後につきまして、若干訂正がございましたので、このところで報告をさせていただきます。まず、大きく2点ございます。

1点目につきましては、事務局にお任せをいただきますというところで了解をもらっております教育委員会の写真のところの校正でございます。教育長と教育委員の皆様方のところの顔写真について、少し小さめにさせていただきます。島田第四小学校の電子黒板を使って説明をしている風景の写真を加えさせていただきます。

2点目につきましては、各課からのものがございます。学校教育課のところ、1つ目の豊かな心の育成というところの1つ目のポツ点、こ

教育長
学校教育課長

このところに夢育・地育というフレーズを加えるというところで修正をさせていただきましたので御了解いただきたいと思ひまして、今回御報告させていただきます。

4番、令和4年3月分の生徒指導について、お願いいたします。

別冊を御覧ください。3月の市内生徒指導月例報告に加え、今回については主として令和3年度の年間の状況について御報告をしていきたいと思っております。

まず、1ページを御覧ください。問題行動です。

発生件数ですけれども、年間の中で小学校が501件、中学校で117件、合計618件が発生しました。令和3年度については、令和元年度が405件、2年度が412件と比較して、小中ともに100件ずつ大幅の増加となっております。

内訳としては、小学校では粗暴行為が8割と圧倒的に多いということです。中学校については、粗暴行為に加え不健全非行、例えば携帯電話での誹謗中傷、ネットトラブル等がそうなります。そのほか、少数であります性非行、飲酒、喫煙がありました。

背景には、SNSを通しての自校、または他校の生徒との交わり。それから有職少年との接触、そのようなところがあり心配をしております。グラフを見ても分かりますように、各学期が始まって2カ月が経過した頃に多く発生しております。6月、10月、2月が注意すべきとなっております。

2番、不登校です。4ページを御覧ください。

3学期末ですが、小学校が49人、中学校が124人、合計173人が7日以上以上の欠席をしております。年度の中でも次第に増加をしています。

これは延べ人数になりますが、小学校では515人、中学校では1,189人が不登校傾向になります。ただ、これについては延べということで同一人物、各月の同じ子供も入っています。

年間30日以上欠席に換算してみますと、小学校では66人、中学校では142人、合計208人が30日以上ということになっております。特に中学校での増加が著しくあります。小学校では高学年が増加傾向にあります。また、小学校2年、中学校2年での増加傾向もあって、進学から2年目の学年が非常に注意をして、手厚い支援を必要としていると言われております。

主な不登校の理由として、まず本人に係わる理由として挙げていくと、不安であるというのが42.4%で一番多くあります。続いて、無気力が29.3%、また、学校における人間関係として10.2%が挙げられております。また、学校・家庭に係わる理由としてくくった場合には、家庭に関わる状況が61.2%、友人関係が18.2%、学力不振が7.7%というような理由として状況が挙げられています。

今後の方策として、まず考えていかなければならないことは、何よりも未然防止というものを充実させていく必要があります。具体的には、学校生活を魅力的なものにしていくということ、さらに言うならば、授業の充実、それから学校行事への集団としての取り組み、人間関係のそうしたことを通しながら、人間関係の意図的な構築を行っていくということが、子供たちにとって非常に学校が楽しいということが、まずは未然防止になっていくと考えております。

さらに、2つ目の方策としては、個に応じた支援を充実させていくということ。現在もソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の相談体制を効果的に活用していくことが、今以上に求められています。また、今年度については、別室での生活というものを充実させていくことが、解消にもつながっていくということが明確になってきましたので、そうした居場所づくりを学校内外に充実させていくことが必要と思います。こうしたことで相談体制を作っていくということが、今後も求められていく。

さらに言うと、3つ目として、諸機関とのつながりということで、適応指導教室であるとかチャレンジ教室、フリースクール等も含めながら、様々な子供の実態に応じた居場所での過ごし方というもの、目を向けていく必要があるのだということを考えております。

それでは、3番のいじめです。

発生件数ですが、今年度はいじめにつながる事実は、小学校が333件、中学校が137件、合計で470件になります。各校を平均にしてみますと各校20.4件ほど、年間の中でこの件数が報告をされています。

さらに、県に報告をした、いじめとして認知した件数は、小学校が228件、中学校が105件、合計333件になります。この数値は県の平均を上回っておりますが、報告についてはいじめの重大事態というものは、島田市内では発生しておりません。

いじめの発見の要素を見ていきますと、一番多いのが保護者からの訴えが27.3%、担任を始めとする教職員の発見が26.4%でこれが2番目に多い、3つ目が本人からの訴えが24.3%、ほかに児童生徒や保護者からの情報等については合わせると16.2%、アンケートが4.8%。こうしたところから、いじめが発見されているということになっています。要は様々な方法で、いじめを発見していくということが大切であり、また、教職員とのつながりコミュニケーションというものを日頃から図ったりしていくこと、そうしたことで発見ということはされていると、求められています。

いじめの様態として見ていきますと、一番多いのが冷やかしの、からかい、悪口、これが42.6%。それからぶつかるとか、たたくとか、蹴られる、こういった暴力が12.2%。あと、そのほか無視とか金品のたかり、

物を隠される、盗まれる、あるいは危険なことをさせられるというようなことも挙げられておりました。

今後に向けてですけれども、いじめの疑いの状況でも、まずはいじめと判断をして、そして大事なのが早期に解決を図っていくと捉えております。

そしていじめの解消は、3カ月というふうにされているわけですが、この3カ月をどう過ごすかが大事だなというふうに考えております。黙って過ごす、あるいは見て過ごすのではなくて、声かけをしたりとか、あるいは繰り返しして相談を当該の生徒としたりとかそういう機会を設けたりしながら、積極的に状況を把握していくことが求められます。

また、気をつけなければいけない留意点としては、進学時、それから進級時の引継ぎについては確実にを行うことが求められている。この引継ぎが確実に行われないと、問題が再び出てきてしまうということがあります。

4番です、教育センターです。8ページを御覧ください。

チャレンジ教室ですが現在40人、3人の職員で対応をしております。特別支援に関わる相談が46件、これは3月の数字です。教育相談についてはメンバーも替わりまして、坂本相談員と加藤相談員が担当に当たりました。

5番です。交通事故です。

交差点での事故というものがやはり多いということ、年間を通して感じています。特に右折をしてくる自動車に自転車又は歩行の児童生徒が接触をするというケースが多くありました。子供たちにも横断歩道なので安心できるわけではないということで、周りの状況を見ながら歩行するように注意がけをしております。令和2年度は22件でした。令和3年度は27件と若干5件ほど増えております。

最後、6番。不審者情報です。

令和3年度、小学校が22件、中学校が27件。令和2年度は、15件。7件が増加しております。時期的には、春口が多いなということ傾向としては感じています。通学路等での見守る地域の方々にも力も借りながら、今後もそうした情報の収集、そして防止に努めていきたいと思っております。

教育長

続きまして、5番、令和4年度島田市生徒指導方針について、お願いします。

学校教育課長

令和4年度の生徒指導の基本方針にということで、35ページを御覧ください。

目標としては、一人一人の特性や発達段階に応じながら自己指導能力の育成をしていくということになります。それから、教職員体制と

しては、組織的な学校体制の下で推進をしていくということを考えております。

2番の生徒指導によって育む能力や態度等ということについては、先ほどにもつながりますが、自尊感情、そして豊かな心、そして夢育・地育でもあります、自分の夢や希望を持ちながらそれに向けて努力するそうした意欲や態度。下から2つ目ですが、加えて望ましい人間関係等を中心にしながら育成を図ります。

努力点として行うこととしては、まずは系統的な指導、個に応じた指導を行っていくという。さらに学校だけではなく、様々な他機関と連携しながら、福祉的な視点でも見ていく必要があります。ときにはヤングケアラーであったりとか、あるいは貧困家庭そうした児童生徒への目の向け方が大事になってくる。組織ということで、教職員の情報共有、他校との共有という部分。

4番の取り組むべき具体的な内容、繰り返しにもなりますが、1番の系統的な指導、そして子供たちの集団づくり、関わり合いを大事にしていく。

②として、連携として福祉的な視点ということで、福祉課との連携であったり、あるいはスクールソーシャルワーカー、カウンセラーの積極的な活用、そしてケース会議等を行っていく。

3つ目として、教職員の情報共有、4つ目として、対策の充実ということで、繰り返しになりますが、未然防止、早期発見、早期対応というものを市教委と学校が連携をしながら、問題の解決を図っていくということが求められる。

教育長

ありがとうございました。6番、初倉公民館運営審議会委員の委嘱について、お願いします。

社会教育課長

初倉公民館運営審議会委員の委嘱について、御報告させていただきます。

こちらは前回の定例会で議決をいただいたところでございますけれども、その時点で協議中でございました委員2名につきまして決定しましたので御報告いたします。

教育長

初倉あゆみ学級長の安本みどり様、それから、初倉地区民生児童委員の大塚光子様を委員として選任しましたと御報告いたします。

社会教育課長

ありがとうございました。7番、公民館類似施設の運営委員会委員の委嘱について、お願いします。

公民館類似施設の運営委員会委員の委嘱について、御報告いたします。こちらですけれども、38ページから40ページを御覧ください。

川根地区センター、大津農村環境改善センター、伊久美農村環境改善センターにつきまして、記載のとおり選任いたしましたので御報告いたします。

教育長

ありがとうございました。続いて、機構改革によりまして、教育委員会から市長部局に移りました、文化事業及び博物館課につきまして、今後連携していく旨を、昨年度確認しております。

本日、文化振興課長、そして博物館課長においでいただいておりますので、両課の事業事務について、御報告をいただきたいと思っております。では、まず文化振興課長、お願いいたします。

文化振興課長

それでは、文化振興課より説明させていただきます。

まずは文化振興課について、説明させていただきます。教育長のおっしゃったとおり、今年度の組織再編により文化資源活用課が所管していた文化の政策部門の業務と都市交流業務、それと社会教育課にあった文化係を統合して文化振興課が立ち上がりました。

文化の政策部門と事業実施部門を統合することで、スピード感を高め、より一層市の文化行政を推進させようとするものです。なお、施設については、おおるり、金谷の夢づくり会館、川根のチャリムを所管しております。

また、都市交流係において、最近注目されてきている多文化共生事業も所管しております。他国文化を相互で理解し共生していく社会づくりを行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは戻りまして、資料41ページの文化振興課の事務事業報告をさせていただきます。

実施した事業のうち、4月3日のこどもまつりについて、補足説明をさせていただきます。こちらの事業は、コロナ禍になるまでは毎年実施しており、前回の実施が令和元年ですので、3年ぶりの開催となりました。

当日は規模を縮小して行い、マルシェのみの開催でしたので、参加人数は、こちらに記載のとおり297人。前回は600人でしたので、まだまだですが、早くもとどおりのこどもまつりが行われるようになればと考えております。

あと、実施の4月5日、4月24日の街角ライブマッチング事業は、雨天により元気市が中止となったため、実施することはできませんでした。

教育長

ありがとうございました。では、続いて博物館課長、お願いいたします。

博物館館長

それでは、42ページの博物館課の事務事業について報告いたします。その前に博物館課についての業務について説明をさせていただきます。

博物館課については、昨年まで教育部に所管しておりまして、博物館の管理運営、文化財の保護管理を行ってまいりました。それに加え今まで文化資源活用課が行っていましたが、文化資源の活用について、例を挙

げますと諏訪原城のイベントですとか、川越遺跡の活用についての業務を今年度から博物館課で行うということになりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、報告をさせていただきます。まず人数の追記をお願いいたします。

実施の4月16日、本館収蔵品展ギャラリートークにつきましては、参加者が5人でございます。その下、分館収蔵品展ギャラリートークについては、参加者は4人。その下のおもちゃ病院については、参加者は12組となっておりますのでお願ひいたします。

補足説明をさせていただきます。予定についてですが、皆様のお手元にもお配りさせていただきました、5月5日の子供の日に博物館無料開放といたしまして、子供の日の集いを、今年は開催させていただきます。

今年5月に、博物館が30周年を迎えます。これについて、30周年の記念のメモリアルバッジを作ろうとか、30年の歩みのトークショーなどを開催したいと思ひます。なお、この30周年の記念事業といたしましては、特に特段セレモニーとかを開催する予定はございませんが、本館での各展示においては、30周年記念事業といたしまして何かしらの事業を行って行く予定です。また、年4回あります、こういった無料開放日につきましても、30周年記念としてイベント等を実施して行く予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、その下の5月14日土曜日に諏訪原城足軽応援隊イベントといたしまして、これについては金谷コミュニティが主催となって、諏訪原城の機能についてイベントを開催するというところで、今募集をしているところでございます。これについては諏訪原城の足軽応援隊という方々が参加者の皆様に説明をするというイベントになっておりますので、またよろしければ参加していただければと思ひます。

教育長

ありがとうございました。報告事項を説明していただきました。

それでは、今から一括して質問をお受けいたします。委員から御意見、御質問等がありましたらお願ひいたします。

D委員

学校教育課にお願ひします。大変たくさんの報告ありがとうございました。大変数値が軒並みに上がっていて、これを見ると本当に心苦しくて、本当に悲しい思いでいっぱいになっちゃうのですけれども。現場にいる先生方は、もっと私たち以上に切実で大変な毎日を過ごされているのではないかなというふうに思っています。やっぱり先生との関わりというのが、すごく重要になってくると思ひます。お忙しい中で大変だと思ひますが、一人一人の対応を今までと同様に大切にさせていただきたいなというふうに感じています。

先生方の精神的な面がとても心配なのですけれども、今年に入って

学校教育課長

から、教職員の逮捕が3、4件出ているということで、県の教育長からも、学校でのグループワークをして先生方の話し合いを大切にして、もう一回見直しをなささいという指示が出たと思いますけれども。新学期が始まったばかりで、まだなかなかできる状態ではないのじゃないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

不祥事については、特に今年度については4月に入って数件立て続けに出たということで、市内でもこのことについては、かなり緊張感を持って校長会等で協議しているところです。

1つ我々でも注意すべきこととして、教職員の孤立化ということについては、そうならないように話をしておきました。やはり、そのところで自分の悩みを言えないであるとか、仕事上の大変なところを相談できる体制が、不祥事を防ぐことにもつながるだというようなこと。互いのことをやはり知り合えているという状況が、必要だと考えております。

また、2つ目のこの不祥事に向けての話し合いについては、各学校から話し合いのことを報告することになっていきますので、今現在各学校で協議等が行われているところです。

さらに、県教育委員会からも各市町教育委員会に、幹部職員が訪問しこのことについて、また5月19日になりますが島田市については、話があるようです。

教育長
B委員

そのほか委員から御質問、御意見等がありますでしょうか。

私もD委員と同じような意見を持っています。特に不登校の子が173人という報告が出ています。この不登校というのは、私は別件で2、3年前のこの定例会の資料を見ていましたら、令和2年12月でしたか、2年ほど前の定例会で報告されたのが107人、不登校の数が107人でした。やっぱり1.5倍ぐらい増えているということで、ちょっと心配しています。

非常に丁寧なコメントをしていただいておりますがありがたいと思っているのですが、理由の中に無気力とか家庭に関わる状況だとかということが書いてありますけれども、やっぱり時代によって、私たちも変わっていかなければいけないというようなことを強く思いました。

学校教育課長からも、島田市の生徒指導基本方針のことも説明していただいて、一人一人の生徒の個性を大事にしていくのだという方針ということなのだと思います。

D委員のお話と同じように、私は不登校の数が増えているというのは先生たちが多忙による、忙し過ぎて生徒と接する時間がだんだん少なくなっている、そういうことも理由の1つなのじゃないかなというふうに思ったりしています。

新聞記事などを見ますと、とても意見が言えるような職員室じゃと

学校教育課長

というような記事もたまに出たりするのですけれども、そんなことはないと思うのですが。ちょっと心配するのは、7ページに書いてある、いじめにつながる事実の報告のところ、ちょっと気になるなというのは、各校で大きなばらつきが出ているということのようなのです。この理由については、やっぱり意識の差があると思うのですけれども、こういうこともいろんなところで心配している点なのです。

特にコメントは求めませんが、先生方が十分な時間を持って、子供たちと、生徒たちと接するような時間を持っていただきたいという意見ですので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。教職員の多忙化については、やはりこれは全国的にも話題というか課題になっていますし、島田市についても同じと考えております。

この多忙化を解消していくというところで、各学校がいろんな工夫はしてはいるのですけれども、なかなかこれを減らすというところでは、大きくは見つかることはできません。全てがやはり大事なものであって、全てをやっていくことが子供たちのためになると、どうしても削ることというのは難しい状況です。

今日の報道でもありましたけれど、部活動の地域化というところで、今後については特に中学校教員については、土日も含めて部活動が行われていて、それで月曜日を迎える状況にもありますので、地域に移行していくということは、今後数年で進めていきたいとは思っております。

教育長
A委員

そのほか委員から何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

教育総務課のしまだの教育(リーフレット)について、裏表紙についていろいろ変更ありがとうございます。

もう1つリクエストなのですが、上の「お気軽に御相談ください」の枠を取っていただいて、特に青少年相談窓口のところ、内容がみんな同じ字の大きさになっている。言いたいことを一番上に持ってきてもらうといいなと思ったので、例えば青少年相談窓口のところ、不登校、ひきこもり、仕事など、青少年に関する悩みや不安と電話番号を、字のフォントを大きくして、一番上に持ってくるのか。揃えて教育センターも教育全般の問題や悩みから、電話番号を、これはもとのサイズなので一番上に持ってきたりすると、御相談くださいの内容がよく分かると思うのですが、いかがでしょうか。

教育長
A委員
教育総務課長

御意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

もう遅いですか。

時間的にはなかなか難しい状況ではあるのですが、可能な限り対応していきたいと思っております。

教育長

では、教育総務課で検討させていただくということでよろしいです

A委員
教育長

か。

はい。

よろしく願いいたします。そのほか御意見、御質問等がありますでしょうか。

では、ないようですので次に移ります。その他、会議日程です、事務局からの提案をお願いいたします。

教育総務課長

それでは日程のところでございます。次回につきましては、前回の会議の中では5月26日木曜日の提案をしておりました。ここについては諸事情により、5月25日水曜日午前10時から正午まで、会場をプラザおおり第3多目的室、3階、今日の会場です。このところに変更するということを、委員の皆様には別途御了解を頂戴しておりますのでよろしく願いいたします。

それから、次々回につきましてですが、第6回定例会については、6月29日水曜日午後2時から4時まで、会場を市役所の第3委員会室南、これは4階になります。こちらで計画をしようと考えておりますがいかがでしょうか。

教育長

それでは、委員の皆様はよろしいでしょうか。

では、次々回は6月29日水曜日午後2時から4時まで、会場は第3委員会室ということでお願いいたします。

社会教育課長

私の報告の中で幾つか不備がございましたので、改めてもう一度訂正をさせていただきたいと思っております。

5ページを御覧ください。事務事業の概要のところ、3つ目、4月6日のところですが、2つ目の金谷公民館中学生講座のところですが、参加者について、③のところ未記入でございました。こちらはゼロということをお願いいたします。

それから、その次に御指摘をいただきました8ページ、家庭教育学級長学習会ですけれども、こちらは御指摘いただいたとおり、5月18日水曜日が正しいということになりますので、訂正をお願いしたいと思います。

それから、山村都市交流センターのところ、企業組合くればにつきまして御報告させていただきます。

職員ですけれども、理事長以下役員が13名いらっしゃいます。それから従業員ですけれども、常勤が3名、それから掃除の関係が9人、バスや宿直等の関係が6人ということで、建物には18人が入れ替わりで勤務する形になっております。

それから、キャンプ場につきましてですけれども、今のキャンプ場としての利用はなくて、多目的広場を整備してキャンプ場として利用していく予定になっております。ただ、現在は笹間農村公園というところでキャンプを行っております。これにつきましては、令和2年の実績で

教育長

すけれども、383件の利用、人数は865人が利用しているということで報告させていただきます。

ありがとうございました。先ほどの御質問に関してですが、よろしいでしょうか。

B委員

はい、ありがとうございます。

教育部長

1点、本来だったら報告事項の中で、案件として言わなければいけなかったかもしれないのですが、駅前のしまだ楽習センターのことで少しお話をさせていただきたい件があります。

今、この楽習センターは、木材会館クラシカ、5年間の賃貸借契約を結んでお借りしています。そのところで楽習センターを設置して、指定管理者、静岡ビル保善に指定管理者をお願いして、こちらも今年度まで一応指定管理をお願いしてやっているところであります。

以前から、新庁舎に伴って、このおおりの施設、市役所の機能を新庁舎に移すといったことで、このおおりの施設の修繕等をこれからやっていくということを踏まえて、今後楽習センターをおおり、こちらに機能を持ってきたらどうかということで、今考えているところです。更新に当たりまして、そういったところで、今は木材協同組合と賃貸借契約等を結んでいるところも、契約をそのまま継続する予定はないということ。それから指定管理との契約も、一応今回をめで一応終了という形を、今考えているところです。

ただ、おおりの改修、新庁舎ができるのが来年の8月以降、もうちょっと遅くなる可能性があるものですから、どうしても実際に移転が可能になる、こちらの施設整備をするのも時間がかかりますので、実際は令和6年度からになるのではないかと見込まれているところです。

そうすると1年間、楽習センターのやるところがなくなってしまうので、その1年間については引き続き例外的に賃貸借契約を結ばせていただいたその場所をお借りするということと。また、もう1年間については、指定管理を静岡ビル保善に1年間お願いするか、もし、状況によっては公募するという形になるかもしれないのですが、一応そういうことで今は考えているところです。それによって非常に賃貸借をお借りしているところで費用がかかっているというところもございますし、あとはこちらのおおりの楽習センターと一緒にあってこちらで一元的に管理ができるものですから、施設の有効利用もできるのではないかとそういう考えがあります。その他のところで報告になってしまいましたが、一応御説明をさせていただいたところです。

教育長

委員の皆様、御意見、御質問等がありますでしょうか。

教育部長

急な話で申し訳ございません。

教育長

よろしいでしょうか。

図書館課長

申し訳ございません、言い忘れましたが、ただいま図書館の大川町の

駐車場といいまして、島田駅の東側ですね、サンドラッグというお店がありまして、その東側に市が持っています駐車場がございます。そこらは今図書館課、社会教育課、子育て応援課で使わせていただいているのですが、あそこの売却が決まりまして入札等をやっているところがございます。それに伴いまして、あそこのところが使えなくなるということで、5月8日以降、今の予定では使われないということになっています。

図書館課といたしましては、代替えの駐車場といたしまして、横にあるおび・りあの駐車場、あそこは30分間無料になっております。それと島田掛川信用金庫の横に、アイペックという駐車場がございます。そこらも本を借りていただいた場合は、1時間の無料券を差し上げております。それに加えて、今回新しく柳町に、まちづくり島田が持っています駐車場がございます。それとあと、ぴ〜ファイブといいまして本通にございます駐車場、距離的には、ほぼ大川町の駐車場からと変わらないので、あそこは100円で50分になりますけれど、その券を借りていただいた方にお渡しする予定でおりますので、一応報告させていただきます。

教育長
社会教育課長

よろしいでしょうか。

今、教育部長、それから図書館課長からありました、楽習センターにつきましてですけれども、そこでも、ふれあい講座をやっております。そこでの受講者が、やはり同じ駐車場を利用しているということです。ですので、やっぱり同じく5月9日から使えなくなるということを確認しておりますので、社会教育課としましても講座を利用される方につきまして、1回につき100円のパーキングチケットを配布する形で考えております。利用できる駐車場は、今ありました、まちづくりの柳町と、ぴ〜ファイブ、それから島信の横のアイペック、それからあともう1つ、駅南に実はもう1つ有料駐車場がございます。こちらのほうも距離を考えますと使えるのではないかとということで、今は管理者と話をしているところがございますけれども、4つの駐車場を、今は利用ができる形で検討を進めているところがございます。

以上でございます。

教育長

利用者が使いやすいようにということでお願いしたいと思います。そのほかありますでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。次回の定例会は5月25日水曜日です。また、次々回の定例会は6月29日水曜日ということでよろしく申し上げます。

以上で、本日の定例会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉 会 午前11時37分